

## 建築住宅用（別記様式第31号（1））

- 1 この申告書の提出は、一定の要件の住宅を取得した者が、当該住宅の価格から1,200万円の控除を受けるために必要なものです。（なお、この場合の建築とは、請負契約等により新築・増築・改築した場合、及び新築され未使用であった住宅を購入した場合のことをいいます。）
- 2 この申告書の提出が必要な一定の要件の住宅  
（くらしと県税・不動産取得税の軽減要件へ）
- 3 この申告書に必要な添付書類  
住宅の登記事項証明書
- 4 申告書の記載方法
  - （1）申告書は2部作成して押印の上、2部とも提出してください。
  - （2）「取得年月日」は、住宅の所有権を取得した日を記載してください。
  - （3）「前所有者」は、住宅を購入により取得した場合に記載してください。
  - （4）「構造」は、住宅の登記簿に記載されているものを記載してください。未登記の場合は、住宅の構成材料による区分、屋根の種類による区分、階数による区分の順に記載してください。（例 木造瓦葺二階建、鉄骨造陸屋根三階建等）
  - （5）「床面積」は、住宅部分の床面積を記載し、併用住宅の場合には、さらに全体の床面積をカッコ書きで下書き加えてください。また、マンション等の共同住宅で共有部分がある場合には、共有部分の持分割合を加えたものを記載してください。
  - （6）「備考」には、住宅の利用形態について記載してください。（例 居住用、勉強部屋用、自家用車庫用等）
- 5 提出先  
不動産の所在地を所管する県税事務所へ提出してください。  
（くらしと県税・税の窓口へ）
- 6 その他  
申告書の提出がなくても軽減措置を適用して不動産取得税を課税（納税通知書を発送）する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
また、申告書を提出する際には前もって電話等により管轄する県税事務所・不動産取得税担当課へお問い合わせください。

この申告書について、おわかりにならない点がございましたら、管轄する県税事務所・不動産取得税担当課までお気軽にお問い合わせください。